

会 議 録（概要）

会議の名称	第3回佐渡市高齢者等福祉保健審議会
開催日時	令和5年11月28日(火)18時30分～19時35分
場所	金井コミュニティセンター2階大会議室
議題	(1) 第9期計画素案について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開 ・非公開
出席者	委員：宮崎則男、百都健、嶋田正也、須藤信宏、永井恭子、小田隆晴、逸見美津枝、後藤信子、渡邊利明、永田治人、中川智賀子 事務局：高齢福祉課長 出崎、高齢福祉課長補佐 菊地、高齢福祉係 渡邊、介護保険係長 本間
会議資料	○ 事前配布資料 ・ 資料No.1 第9期計画素案について ○ 当日配布資料 ・ 資料No.2 第2節人口の推移 ・ 資料No.3 第6章介護保険事業の推進
傍聴人の数	なし
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
菊地補佐	それでは定刻になりましたので、ただいまから第3回佐渡市高齢者等福祉保健審議会を開催いたします。 はじめに事前にお送りしました資料も併せてご確認をお願いします。まず、本日の次第、本日の出席状況名簿、事前配布資料No.1と当日配布資料No.2、資料No.3が本日の資料となります。 本日、新潟県リハビリテーション専門職協議会 本間宏彰委員から欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。 会長あいさつ A委員より挨拶を申し上げます。
A委員小田会長	（あいさつ）
菊地補佐	それでは、議事に入ります。佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例第4条第3項の規定により、進行はA委員よりお願いします。
A委員小田会長	進行させていただきます。それでは、議事に入ります。 (1) 第9期計画の施策体系について 事務局から説明をお願いします。
本間係長	説明に入る前に、事前資料としてお配りしたのものにはページ数が入っていなかったため、ページ数の入ったものに差替えをさせていただきます。 また、資料2につきましては、P8の表を差替えしたものになります。 それではご説明させていただきます。資料1をご覧ください。 この計画につきましては、「第1章 計画の基本的事項」から始まり、「第7章 計画の評価と推進体制」までの7つの項目で構成してあります。今回は第6章第3節までの素案についてご説明させていただきます。 まず、第1章では、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間などの「計画の基本的な考え方」になりますし、 第2章では、「現状分析と将来推計」としまして、高齢者人口等の現状、介護保険事業の状況、日常生活圏域ニーズ調査の実施概要などを書かれています。 それから第3章では、計画の基本理念、基本目標、基本方針、施策の体系などが書かれています。 次に第4章では、健康づくり、健康診査・保健指導、歯科保健対策などとして「高齢者保健事業の推進」、 第5章では、高齢者生活支援事業、家族介護支援事業、施設サー

	ビスなどの「高齢者福祉事業等の推進」、 資料３でお配りした第６章については、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの見込量、地域支援事業の推進、介護保険料の算定などの「介護保険事業の推進」になります。 「第１章 計画の基本的事項」についてです。 P1 をご覧ください。 ここでは、今後の人口などの見通し、また、介護が必要な状態になっても地域で自立した生活を営めるよう「地域包括ケアシステム」の実現に向けた体制づくりをさらに推進・深化する必要があることなどを、策定の趣旨として記載してあります。 P3 をご覧ください。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要を記載しています。 次に P4 をご覧ください。「第３節計画の位置づけ」です。 本計画は市の最上位計画の具体的な実現を目指すもので、「佐渡市地域福祉計画」、「健幸さど２１計画」などの関連計画と整合を図り策定したものとなっております。 P6 をご覧ください、「計画期間」が記載されています。団塊の世代が 75 歳に到達する令和 7 年（2025 年）を見据えた令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間としています。
A 委員小田会長	章ごとにまとめてご意見を伺います。 この件について質問・意見をお願いします。 ご意見・ご質問ございませんでしょうか。 とりあえず問題点はないと思います。 第２章の説明をお願いします。
本間係長	「第２章 現状分析と将来推計」についてです。「人口の推移と推計」になります。ここでは令和 2 年から令和 22 年までの人口の状況を表しています。総人口、0 歳から 14 歳人口、15 歳から 64 歳人口、65 歳以上人口もそれぞれ減少しますが、令和 12 年には 65 歳以上人口が 15 歳から 64 歳人口を上回ると見込まれます。 P12 をご覧ください。「世帯数の推移」になります。 令和 2 年の国勢調査を元とした推計ですが、一般世帯数は減少していきませんが、高齢者のいる世帯数は当面の間増加するものの長期的には若干減少するものと見込まれています。 P16 をご覧ください。要介護認定者数の「短期的推移と推計」となります。令和 6 年から令和 8 年の 3 年間は、4,400 人から 4,300 人の間で推移するものと見込まれます。さらに長期の推計は、令和

	12 年度は 4,146 人、令和 22 年は 3,851 人と見込まれます。 次のページからは、介護保険事業の状況になります。この項目については、第 2 回審議会において御審議いただいた内容を書せてありますので、説明は省かせていただきます。 P22 をご覧いただくと昨年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査の実施状況について記載しております。また、P33 からは在宅介護実態調査の状況について記載しております。細かい説明は割愛させていただきますが、現状と調査結果をまとめたものが P38 の「第 8 節本市の課題」にまとまっています。 今後高齢者人口は少しずつ減りますが、その減り方が緩やかなため高齢化率は上昇していきます。これに従って、介護等のサービス提供体制の充実が必要と考えられます。また、人口減少もあるため、必要な人材確保・育成を図ることも重要です。各種調査によれば、閉じこもりや口腔機能等のリスクに該当するのは後期高齢期に該当することで上昇していますので、その年齢期に到達する前に介護予防等の取組みに積極的参加を期待し、また認知症に対する支援体制を更に充実する必要があると考えられます。
小 A 委員田会長	第 2 章について質問ご意見ありますでしょうか。
B 委員	これは 9 期の事業計画として大まかなことを記載していてここから本市の課題とかをいろいろな部署に分けて考えてもらい進めていくという形になりますか。
本間係長	部署に分けるのではなく、ここまですべて課題等を検討しこの後説明する各種事業を展開していくことになります。
B 委員	P38 の本市の課題として④必要な人材の確保育成を図ることが求められますとあります。それについて展開していく話を書いてあるということよろしいでしょうか。
A 委員	求められるのではなくて佐渡市として何か具体的な対策を示していくべきではないかということですね。
B 委員	佐渡市としてやっていく方向なのが見えなかったの
本間係長	本日お配りしました【資料 No 3】第 6 章 P28 に記載があります。
A 委員	具体的な内容ではないですね。

B 委員	細かいことまでは含められないと思います。取組としてこういうことをしますということだと思います。 人口が減る中で人材確保はなかなか難しい部分かと思います。そこをどのように取り組んでいくのかと思いました。
A 委員	2025年は人口減少がまだマイルドな時期でそのあとが問題。2030年以降生産年齢人口が減少する。第9期では問題ない。人口減少に対処すべく具体的な取組を考えなければならないと記載した方がよいかもしれません。それを一言入れておいた方がよいかと思います。
C 委員	それは外国人を入れたりということでしょうか。
A 委員	それから老々介護ですよ。我々が介護しなければならない。そのあたりを入れた方がよい。あと P7 の「日本海を中心に位置する」佐渡市は日本海の中央にはない「日本海にあり」に訂正しておいてください。 他は何かありますか。 85歳以上とあるのは2040年までは減らないそれまでは介護業界は大丈夫かと思いますが、85歳未満が極端に減ってくる。 よろしいでしょうか。須藤委員何かありますでしょうか。
D 委員	P31（8）地域での活動について「収入のある仕事」が増えてきていると思います。退職年齢が上がってきているという観点から見ても前期高齢者の介護を受ける方が少しずつ仕事を続けることによって認定率に影響があるのではないかと。この方が後期高齢者になったときに一気に介護が必要な状態になるのかわかりませんが、この仕事というところが影響してきているのではないかと思います。
A 委員	2040年頃になると75歳まで仕事をしないといけないと思います。特養に入所して老々介護になります。そうしないと人材不足で持たないです。2040年には75歳くらいまでの人がもっと元気になるかもしれませんが。
E 委員	認定率で75歳以上の表はありますが、2号被保険者40歳以上で難病であったりいろいろな方がいらっしゃると思いますし、65歳以上74歳以下の認定を受けている方との数字があるので、一方で60歳で定年退職で収入のある仕事ができているのは続けていってほしい

	ですし、健康増進ということをこういう世代から取り組んでいく。 佐渡はそうならないと先延ばしにするということがあります。
A 委員	そういうイメージも入れた方がよいということですか
E 委員	そうです。
C 委員	佐渡に来て 23 年がたちます。佐渡に来てこういった仕事に関する印象は、その当時佐渡の方は 60 歳で定年になるとほとんどの方が農業をやって一生懸命働いている。農業は定年前からずっとやっているもので、それが元気の素ではないかと感じた。それを他の地域の人に話をするると特殊な状況ではないかと言われました。65 歳以上の方で農業従事者の占める割合は、佐渡は他の地域と比べて高いのではないかと。会社で仕事をする人を増やすだけでなく農業に従事する人も確保していかなければいけない。
A 委員	佐渡の特徴を計画に反映してください。 それでは、第 3 章の説明をお願いします。
本間係長	P40 をご覧ください。「第 3 章 計画の基本的な考え方」になります。 基本理念「生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡」、 一枚めくっていただいた計画の基本目標については、第 4 期（平成 21 年度）から継続し第 8 期計画と同じものを記載してございます。 計画の基本方針になりますが、これも第 6 期（平成 27 年度）から継続し前回と同様になります。 続けて一枚めくっていただくと施策の体系図を掲載しています。こちらにつきましても第 6 期から継続したものになります。 次のページには第 9 期計画での日常生活圏域を 5 圏域に設定しています。こちらは第 7 期計画までは国中北圏域と国中南圏域が国中圏域として 1 つの圏域でしたが第 8 期計画より 2 つの圏域に分かれております。
A 委員	第 3 章についてご質問等ありますでしょうか。 P40 の基本理念に、佐渡市の現状や方向性などを追加してはどうですか。

C 委員	日常生活圏域の考え方で、多田が前浜地区にあるのですが、元々の行政の分け方がこのようになっているのでしょうか、何か違和感を感じます。このように分けることにメリットがあるのでしょうか。
A 委員	地域性からみると南圏域に入れる方がよい。
出崎課長	旧町村の部分がぬぐえないところがあり、この区分けになっている。
C 委員	赤泊から多田間の道が非常に狭い。
A 委員	その道は非常によくなり、松ヶ崎から岩首に抜ける道が非常に狭い。
E 委員	逆を言いますと相川と両津の境の外海府。真更川と願はもともとは一緒だったという意識がある方が今でも多くお住まいなので自分は両津ではないという方がいるという事実があります。
F 委員	P46 ですが令和 5 年 6 月 30 日時点となっていますが。 実際に計画として策定するときには年度末の実数に合わせたもので作成されるのでしょうか。
本間係長	この計画についてはこの時点としています。 前回の計画においても 6 月 30 日としておりますので整合性を図るために同じ時点としています。
A 委員	他にご意見ございますか。 それでは第 4 章の説明をお願いします。
本間係長	「第 4 章 高齢者保健事業の推進」になります。 この項目については健康医療対策課などの事業になります。「健幸さど 21 計画」の高齢者に関する事業と関連している部分になります。健康づくり、健康診査・保健指導、歯科保健対策、食育と食支援について、保健事業と介護予防事業を一体的に進めるために記載してあります。詳細は割愛させていただきます。
A 委員	歯科保健対策について何かありますでしょうか
G 委員	歯周病検診が 10 歳刻みで行っているのですが、受診率が 10 % くらいです。10 年に 1 回来たからといってもあまり意味がない。最低でも 5 年刻みにするとよいと思います。 検診を行うと佐渡市から費用をいただきますが、それが倍にはなら

	ないと思います。掘り起こしを図るのであれば、その位した方がよい
出崎課長	担当課に伝えます。
A 委員	予算の関係もあるかと思いますが、5 年刻みで再検討をしていただきたい。
G 委員	本当は毎年行ってもよいと思います。検診に来る方は悪い人は来ない。自信のある方しか来ないので掘り起こしになっていない。
A 委員	特に高齢者は肺炎の原因になる。もう少しうまく文章を作って、少し間隔をつめた検診が必要と考えられるなど。
本間係長	担当課に伝えます。
A 委員	第 5 章をお願いします。
本間係長	第 5 章 「高齢者福祉事業等の推進」になります。まず、高齢者生活支援事業として、「1 外出支援サービス事業」があります。記載の仕方としまして、どのような方が対象でどのような内容のサービスが受けられるかを文言で記載し、その下に令和 3 年度から令和 5 年度の実績値、そして第 8 期事業計画期間中の令和 6 年度から令和 8 年度の目標量を記載してあります。以下、同様にサービス種別ごとに記載してありますのでご覧ください。項目によっては、数値化することが難しい項目もあり、文言標記だけのものもございます。詳細は省略させていただきます。 P58 介護慰労金支給事業の目標量「令和 6 年度・令和 7 年度・令和 8 年度」に訂正をお願いします。
出崎課長	介護用品の支給事業について、経過措置が無くなるため、介護用品と介護手当の支給事業を令和 6 年度から「介護慰労金支給事業」として実施したいと検討しております。こちらについて審議会としてのご意見を頂ければと思います。 国の介護用品支給事業を、介護保険特別会計 地域支援事業の任意事業で実施している部分があり、現在は経過措置として事業を行っています。この部分が令和 6 年度から経過措置がなくなるため、介護手当と介護用品支給事業を合併して実施することを検討しているところであります。どのように事業を実施するかとの詳細について、次回の審議会までにはわかりやすい資料で説明させていただきますので、次回の審議会でその点を協議いただければと思います。
A 委員	P55 緊急通報サービス事業は、増えていないがこれはどこの業者を使っていますか。
渡邊調査員	セコムです。
A 委員	これはあまり普及していないですね。

出崎課長	様々な条件があり、連絡先がないなど人それぞれですが。あとは留守にするときの連絡が大変だなどの理由があります。思うほど普及していない状況です。
A 委員	需要がないのでは。
出崎課長	需要がないわけではないと思われますが、使い勝手の問題もあるのかと思います。
A 委員	操作はボタンを押すだけで、セコムの人が訪問するわけですね。
出崎課長	そうです。 緊急時は、ボタンを押せば状況に応じて救急車の手配をしてもらえます。
渡邊調査員	セコムから連絡先の身近な方、親戚の方、ご家族の方に連絡がいくようになります。
出崎課長	連絡先の部分が確保できない方もいらっしゃいます。
A 委員	普及していかなければならないと思います。 だんだん減ってきている。
E 委員	連絡先が 2 名必要。申請時の添付書類に断り書きがあり厳しいと感じました。
A 委員	認知症になると支払いもできない。
E 委員	電話回線によって使えないこともある。 出かけるとき、例えば施設の短期入所ですとか家族のところへ訪問してくる場合に、外泊する旨の連絡をしないとライフセンサーが、家の中で動いていないと反応してしまう。キーを入れると反応しないようにできる。連絡ができる人がいないと、ケアマネがついていればケアマネが対応できるかもしれませんが、全てが介護サービスを受けているわけではないので、連絡とかができる人がいる若しくは本人ができるけれど心臓病などがあり一人では不安。一人でできるけれども体が心配という方にはすごく有効であるが、支援者がいないとできない方だと難しいこともあります。
A 委員	一か月の利用料はいくらですか。
渡邊調査員	一か月 200 円です。
出崎課長	実際、市は多く負担しています。
A 委員	事業周知を図ることここに書いてある通りですね。 もう少し簡単に使いやすいように普及して欲しい。
E 委員	島外に家族がいる人が個人的にセコムに対してお願いして設置して、セコムのシールを貼っている方もいくらでもあります。 佐渡市でのこの事業を使うと連絡先が島外ですと難しいということがある。島外にしっかりした家族がいる方でお金に問題のない方は、個人的に同様のシステムの導入はできる。

出崎課長	市のサービスよりも充実した見守りの部分をつけている方はいます。セコムの中でもオプションで付けている方もいます。
A 委員	孤独死を防ぐためにも必要なサービスですね。
E 委員	以前はボタンを仏壇に大事にしまっていたり、何のためのボタンかという有効活用ができていなかったり難しかったりしました。
A 委員	認知症の行方不明者が約 18,000 人います。認知症軽度の人、動ける人。ひどい人は 100KM 先まで行っている。 靴に発信機をつけたたり、着るものすべてに住所と電話番号を入れたり名前を付けたたりしているそうです。すぐ警察を呼んでもなかなか見つからないという人も増えている。佐渡は海があるので、そこを越えるのは難しいと思いますが、とにかく大変らしい。認知症の行方不明者が。いますのでこのようなサービスは大事だと思います。他にご意見ございますか。 では第 6 章の説明をお願いします。
本間係長	当日資料としてお配りした資料 No 3、「第 6 章 介護保険事業の推進」についてご説明させていただきます。こちら P3 の第 2 節以降につきましては、介護保険事業のサービス量の見込みの推計になっております。こちらにつきましては、国の見える化システムにより第 1 回目に推計したものになります。この後第 2 回目の推計を行いますのでこちらの数値につきましては変更がありますので、内容についてはお読み取り頂きたいと思います。 第 6 章で一番重要なのは第 1 節 第 9 期計画策定あたりの基本的事項を記載してあります。介護サービス提供基盤の整備予定につきましては第 8 期計画ではグループホーム 18 床と歌代の里民設移転を計画しましたが、今期では高齢者人口も減少し認定者数も減少しておりますので、新規の事業所開設は予定しておりません。この後、事業所の開設や建替えの要望がありましたら計画変更として審議会で協議させていただきます。
A 委員	質問等ありますでしょうか。 P27 の介護医療院は、新潟県の普及率はどのくらいですか。
本間係長	資料を持ち合わせておりません。
A 委員	計画値が 4 となっているができるわけではないのでは。
本間係長	島内に住所のある方が、島外での利用があるためです。
A 委員	これは利用者数ですか。
本間係長	そうです。島内で設置をするのではなく、島外での利用があるためです。
A 委員	利用者はどのくらいいますか

本間係長	今現在 1 名です。
小田会長	以上で終わりでしょうか
本間係長	この後ですが、第 6 章介護保険料の記載もありますが、現在佐渡市では 9 段階を設定していますが、多段階化の方針が示されております、こちらが 12 月末までに示すとなっております。それを受けまして審議会に諮らせていただきたいと思います。
A 委員	佐渡市の一人当たりの介護保険料はいくらになっているか。
本間係長	基準額が月 6,200 円です。
A 委員	基準額は平均値ではないですね
本間係長	基準額に率をかけて介護保険料を算定しています。 低所得の方が多いため、平均にすると下がるかと思います。
A 委員	佐渡の人口は減るが使う人が多くなる 第 6 章の見込につきましては、この後数値が出てくるとのことですので、この次の審議会でご意見を頂ければと思います。 素案に対して事務局の提案でよろしいでしょうか。
一同	異議なし
A 委員	これで本日の会議は終了いたします。 事務局にお返しします。
菊地補佐	次第 4 のその他で事務局から連絡があります。次回の日程ですが 1 月上旬を予定しておりますのでよろしくお願いします。それでは会議を終了いたします。円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。ありがとうございました。